

会 社 名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 井原 勝美
(コード番号：8729 東証第一部)

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストック・オプションの導入について

平成 28 年 4 月 28 日開催の当社取締役会において、役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストック・オプション制度を導入することについて、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員報酬制度の見直しについて

当社は昨年制定した「コーポレートガバナンス基本方針」において、業務執行取締役の役員報酬については、グループ全体の業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることを目的に、固定報酬及び中長期・短期の業績に連動した報酬のバランスを勘案して決定することとしています。

こうした方針のもと、従来採用してきた役員退職慰労金制度は本総会終結の時をもって廃止し、同時に、株主の皆様と株価変動によるメリットとリスクを共有し、持続的なグループの企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社の業務執行取締役を対象に、新たに株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入します。

なお、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本総会終結時に在任する業務執行取締役及び常勤監査役に対しては、本総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することについて、本総会に付議いたします。支給時期については、各取締役及び監査役の退任時とする予定です。

2. 株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。なお、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日（基準日の定めがないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知する。

- (2) 新株予約権の総数
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,000個を上限とする。
- (3) 新株予約権の払込金額
各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。
なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の業務執行取締役の役位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他の新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

(お問い合わせ先)

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 広報・IR部

電話 (03) 5785-1070 (代表)

E-mail : press@sonyfh.co.jp

(ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ)

<http://www.sonyfh.co.jp/>